

特集

2020. 1

【新春・税務読本】

印紙税の基礎知識 Q & A

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める租税です。

印紙税の課税文書は20種類に限定されていますが、経済活動は多種多様ですから、それに応じて作成される文書も多種多様であり、現実に作成される文書が印紙税の課税文書になるかどうかの判断には難しいものがあります。

最近では、従来は紙ベースであった契約書等が電子的に処理されることも多くなり、特に高額な取引では印紙税が大幅に節約されることもあります。

ここでは印紙税の基礎知識をQ&A形式でチェックしていきましょう。

国税庁HPにある「印紙税額一覧表」で課税物件（文書の種類）、印紙税額、非課税文書を確認してください。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran.pdf

《共通事項》

Q 1 印紙税の課税対象となる課税文書とはどのようなものですか？

A：印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた課税文書ですが、課税文書とは次の3つに当てはまるものです。

- ①印紙税法（課税物件表）に掲げられている20種類の文書により証明されるべき事項（課税事項）が記載されていること
- ②当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること
- ③印紙税法により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと

なお、課税文書に該当するかどうかの判定（課否判定）は、文書に記載されている個々の内容について、形式的な記載文言ではなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて行います。その文書の全体的な評価によって判定するのではなく、その文書の内容として記載されている個々の事項の中に一つでも課税物件表に掲げる課税事項となるものが含まれていれば、その文書は課税文書となります。

(2)

Q2 印紙税の納税義務はいつ成立するのですか？

A：印紙税の納税義務は、課税文書を作成した時に成立することになります。

ここで、課税文書の作成とは、単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙などに課税事項を記載し、これをその文書の目的に従って行使することをいいます。

したがって、印紙税の納税義務が成立する課税文書の「作成の時」は、その文書の種類等に応じた行使の態様によって次のとおりになります。

- ①受取書（領収証）、手形、社債券、預貯金証書、請書など相手方に交付する目的で作成される課税文書については、交付の時
- ②各種契約書、協定書、約定書、合意書、覚書など契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書については、証明の時
- ③預貯金通帳、その他通帳、判取帳など一定事項の付け込みを証明することを目的として作成される課税文書については、最初の付け込みの時
- ④定款など認証を受けることにより効力が生ずる課税文書については、認証の時

Q3 印紙税の納税義務者になるのは誰でしょうか？

A：印紙税の納税義務者は、課税文書の作成者です。課税文書の作成者とは、原則として、その課税文書に記載された作成名義人ですが、法人などの役員や従業員がその法人などの業務または財産に関して作成したものについては、役員や従業員が作成名義人となっていても、その法人などが作成者となります。

なお、契約書のように一の課税文書を2以上の者が共同して作成した場合には、その2以上の者は、その作成した課税文書について、連帶して印紙税を納税する義務があります。

この場合、そのうちの1人がその課税文書に係る印紙税を納めたときは、他の者の納税義務は消滅することになります。

Q4 印紙税の納付方法にはどのような方法があるのでしょうか？

A：課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙を貼り付ける方法により印紙税を納付することになります。

この場合には、自己またはその代理人、使用人その他の従業者の印章または署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかくて、消印（割印）する必要があります。

なお、大量の課税文書を作成したり、継続して作成したりする場合には、納付方法の特例として、収入印紙の貼付ではなく、税印押なつ機による納付、印紙税納付計器の使用による納付、書式表示による納付、預貯金通帳等に係る一括納付の方法があります。

Q5 印紙税の納税地はどこになるのでしょうか？

A：印紙税の納税地は、課税文書の作成場所となります。課税文書上に作成場所が明らかにされているものについてはその作成場所、課税文書上に作成場所が明らかにされていないものについては、本店所在地等が納税地となります。

なお、印紙税法は日本の国内法ですから、その適用地域は日本国内（法施行地）に限られることになり、課税文書の作成場所が日本国外（法施行地外）である場合には、たとえその文書に基づく権利の行使が日本国内で行

われるとしても、あるいは、その文書の保存が日本国内で行われるとしても、印紙税は課税されません。

Q6 印紙税を納付しなかった場合には、どうなるのでしょうか？

A：印紙税の課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに貼付、消印により納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（本来納付すべき印紙税の額の3倍相当額）の過怠税が徴収されることになります。

ただし、作成した課税文書について印紙税の不納付の申出をした場合で、その申出が印紙税についての調査があったことによってその課税文書について過怠税の決定があるべきことを予知してされたものでないときは、過怠税は、その納付しなかった印紙税の額とその10%に相当する金額との合計額（本来納付すべき印紙税の額の1.1倍相当額）になります。印紙税の不納付の申出は、「印紙税不納付事実申出書」によって行うことになります。

また、収入印紙は貼付したもの所定の方法によって消印をしなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されることになります。

Q7 収入印紙を過大に貼ったり、貼る必要のない文書に貼付した場合は、どうすればいいのでしょうか？

A：契約書や領収書などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合、委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書であると誤認して収入印紙を貼り付けてしまった場合、課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みがなくなったような場合には、

過誤納金として還付を受けることができます。

ただし、契約書を作成した後にその契約が解除された場合や、既に交付した領収証などは還付の対象にはなりません。

還付手続きとしては、印紙税についての過誤納の事実があることについて税務署長の確認を受けるために「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入して、印紙税が過誤納となっている文書（原本）を添付して、印紙税の納税地の所轄税務署に提出することになります。

印紙税の過誤納の事実が確認された場合には、過誤納金は銀行振込み等で還付されます。

また、その添付した文書については、貼付した収入印紙に「過誤納処理済」等と表示した印が押されて、返却されます。

Q8 不要になった収入印紙はどうすればいいのでしょうか？

A：未使用的収入印紙を郵便局で現金化（買戻し）することはできません。

ただ、収入印紙には交換制度がありますので、郵便局において所定の交換手数料を支払えば、他の額面の収入印紙と交換することができます。交換制度の対象となるのは、次の収入印紙です。

- ①未使用的収入印紙
- ②客観的に見て明らかに印紙税の課税文書でないもの（白紙、封筒、行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書など）に貼り付けた収入印紙

ただし、汚損し又はき損されている収入印紙、租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いがある収入印紙、文書に貼り付けられていた収入印紙で、当該文書から切り離されたものについては、交換の対象にはなりません。交換手数料は、交換対象の収入印紙1枚当たり5円（10円未満の収入印紙についてはその半額）です。

Q9 印紙税法では記載金額によって印紙税額が異なるとのことです、記載金額はどのように考えればよいのでしょうか？

A：印紙税では、記載された契約金額や受取金額によって非課税となる文書が決められていたり、記載された契約金額や受取金額に応じて印紙税額が異なる場合があります。

記載金額は、契約金額、受取金額などその文書により証明する事項に係る金額として、その文書に記載された金額をいいます。

一の文書に同一の号の記載金額が2以上ある場合には、これらの金額の合計額がその文書の記載金額となります。

予定金額、概算金額、最高金額、最低金額が記載されている場合は、その記載された予定金額、概算金額、最高金額、最低金額がその文書の記載金額となります。

その文書に記載された単価及び数量、記号その他により契約金額等を計算することができる場合には、その計算によって算出した金額が、その文書の記載金額となります。

Q10 文書に記載された金額によって印紙税額が決まりるとのことですが、その記載金額は消費税等の額を含めて判定するのでしょうか？

A：消費税等（消費税及び地方消費税）の額が区分記載されているなど消費税等の額が明らかとなる場合には、その消費税等の額は記載金額に含めないこととされています。

消費税等の額が区分記載されていない場合には、消費税等の額を含んだ金額が記載金額となります。

なお、この取扱いは、領収証（金銭の受取書）などの第17号文書や不動産売買契約書などの第1号文書、工事請負契約書などの第2号文書について適用されます。

Q11 記載金額が外国通貨で表示されている場合は、どうすればいいのでしょうか？

A：記載金額がドルなどの外国通貨により表示されている場合には、文書作成時の基準外国為替相場または裁定外国為替相場により円換算した金額が、その文書の記載金額となります。

《第1号文書》

Q12 印紙税の課税文書である契約書とはどのようなものをいうのでしょうか？

A：契約とは、二以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為をいい、一般的には一方の当事者の申込みに対して、他方の当事者が承諾することにより成立します。

印紙税法における契約書とは、契約証書、協定書、約定書、覚書その他文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約（その予約を含みます）の成立、更改、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいいます。

Q13 申込書、注文書、依頼書などは印紙税法の課税文書になるのでしょうか？

A：申込書、注文書、依頼書などは、一般的には契約の申込みの事実を証明する目的で作成されるものですから、課税対象にはなりませんが、申込書等と称する文書であっても、契約の成立を証する文書は課税文書となります。



申込書等と称する文書が課税対象となるのは、次のような場合です。

①契約当事者間の基本契約書、規約、約款などに基づく申込みであることが記載されているもので、その申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合

②相手方契約当事者の見積書などに基づく申込みであることが記載されている場合

③契約当事者双方の署名又は押印がある場合

ただし、①②について、別途契約書を作成することが文書上明らかにされている場合には、課税文書にはなりません。

Q14 契約書の写し、副本、謄本等は、印紙税の課税文書になるのでしょうか？

A：印紙税は、契約の成立を証明する目的で作成された文書を課税対象とするものですから、一つの契約について2通以上の文書が作成された場合であっても、その2通以上の文書がそれぞれ契約の成立を証明する目的で作成されたものであれば、そのすべてが印紙税の課税対象となります。

契約書は、契約の一方の当事者がそれぞれ相手方の当事者に対して成立した契約の内容を証明するために作成されますので、契約当事者がそれぞれ1通ずつ所持するのが一般的ですが、そのすべてに収入印紙が必要となります。

なお、契約書を2通作成した際に、1通に正本又は原本と表示し、もう1通に副本、謄本、写しなどと表示することもありますが、副本、謄本、写しなどと表示された文書であっても、①契約当事者の双方又は文書の所持者以外の一方の署名又は押印があるもの、②契約当事者による正本などと相違ないこと、又は副本、謄本、写し等であることの証明のあるもの、については、契約の成立を証明する目的で作成されたことが文書上明らかなるため、印紙税の課税対象になります。

ただし、所持する文書に自分だけの印鑑を押したものは、契約の相手方当事者に対して証明の用をなさないため、印紙税の課税対象とはなりません。

Q15 解約合意書は、印紙税の課税文書になるのでしょうか？

A：印紙税法における契約書とは、契約当事者間において契約の成立、更改、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいいますので、解約合意書などのように契約の消滅の事実のみを証明する目的で作成される文書は課税対象とはなりません。

Q16 一般的に注文請書を受注先に交付すると印紙税の課税対象になるとのことですが、ファクシミリやPDFファイルを電子メールで送信した場合はどうなるのでしょうか？

A：印紙税法における契約書とは、契約の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証すこととされているものを含むものとする、と規定されています。

一般的に、注文請書は、受注先に対して受注の意思を明示するために作成する申込みに対する応諾文書ですから、請負契約の成立を証するものとして、印紙税の課税文書に該当することになります。

そして、印紙税法に規定する課税文書の「作成」とは、単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従って行使することをいう、とされており、課税

文書の「作成の時」とは、相手方に交付する目的で作成される課税文書については、当該交付の時であるとされています。

したがって、注文請書の作成の時は、注文請書の調製行為を行った時ではなく、注文請書の現物を受注先に交付した時となります。

注文請書の現物を相手方に交付した時は、印紙税の課税文書の作成に該当することになりますが、現物の交付に替えて、ファクシミリで送信した場合やPDFファイル等の電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信した場合には、課税文書を作成したことにはなりません。もちろん、PDFファイルをプリントアウトしても課税文書ではありません。

ただし、ファクシミリ送信や電子メールで送信した後に注文請書の現物を別途受注先に交付した場合には、課税文書の作成に該当し、現物の注文請書には印紙税が課税されることになります。

《第17号文書》

Q17

営業担当者が得意先から売掛金を現金で回収した際には、その場で仮領収証を発行し、後日、経理部門から正式の領収証を送付します。この仮領収証にも収入印紙は必要でしょうか。

また、仮領収証の用紙を持参していなかった場合に営業担当者の名刺の裏面に受領した旨を記載して交付することがありますが、その場合はどうなるのでしょうか？

A：金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいい、その文書の形式的な名称や記載された文言の形式的な意義によるのではなく、記載された文言の実質的な意義に基づいて判断することになります。

印紙税の課税対象となるのは、契約の成立や金銭の受領等の事実そのものではなく、こ

れらの事実を証明する目的で作成される文書そのものです。一つの受領事実であってもそれに対して複数の文書を作成して交付すれば、それが受領事実を証明する目的で作成されたものであるかぎり、いずれもが印紙税の課税対象となります。

したがって、ご質問の仮領収証については、受取事実を証明するために作成されたものですから、たとえ後日正式の領収証が発行されるとしても、印紙税の課税文書（売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書）に該当しますので、所定の収入印紙が必要です。

また、文書の表題、形式がどのようなものであっても、その作成目的が当事者間で金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、会社で制定した仮領収証の用紙を使用していなくても課税文書となりますので、名刺の裏面に受領事実を記載して渡したような場合であっても、所定の収入印紙が必要となります。

Q18

得意先に対して商品販売代金の領収証を交付しました。その後、得意先から紛失のため再発行を求められましたので、再発行である旨を明記した領収証を交付しますが、その再発行した領収証にも収入印紙が必要でしょうか？

A：金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいいます。印紙税の課税対象となるのは、契約の成立や金銭の受領等の事実そのものではなく、これらの事実を証明する目的で作成される文書そのものです。一つの受領事実であってもそれに対して複数の文書を作成して交付すれば、それが受領事実を証明する目的で作成されたものであるかぎり、いずれもが印紙税の課税対象となります。

したがって、ご質問の再発行の領収証については、受取事實を証明するために作成されたものですから、印紙税の課税文書（売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書）に該当しますので、たとえ当初発行した領収証に適正に収入印紙が貼付されていたとしても、所定の収入印紙が必要となります。

Q19 クレジット取引の際に作成される領収証に収入印紙は必要なのでしょうか？

A：金銭又は有価証券の受領事實を証明する目的で作成されたものが、金銭又は有価証券の受取書として印紙税の課税文書となります。クレジット販売の場合には、信用取引により商品を引き渡すものであり、金銭又は有価証券の受領事實がありませんから、文書の表題がたとえ領収証となっていても、金銭又は有価証券の受取書には該当しませんので、印紙税の課税文書にはなりません。

ただし、クレジットカード利用の場合であっても、その旨を記載していない領収証については、金銭又は有価証券の受取書として印紙税の課税文書に該当することになります。

Q20 デビットカード取引の際に作成される口座引落確認書に収入印紙は必要なのでしょうか？

A：デビットカード取引において、顧客が自己の銀行口座から支払代金が引き落とされた事實を確認するために加盟店が作成して交付する「口座引落確認書」（利用者控）については、加盟店が顧客のキャッシュカード発行銀行から支払代金の口座引落しの通知を受け、当該銀行に代わって口座からの引落し事實を顧客に通知するものと認められますので、金銭又は有価証券の受取書には該当しませんし、その他の印紙税の課税文書にも該当しません。

ただし、デビットカード取引は、顧客との間で直接金銭等の授受は行いませんが、レジカウンター等での商品販売時における即時決済を前提としていますので、単に口座からの引落し事實を顧客に通知するだけではなく、販売代金の受領事實を証明するために作成、交付していると認められるものについては、売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書として印紙税の課税文書となります。

Q21 当社では、本社の社員が出張所から現金を回収する際に領収証を発行していますが、収入印紙は必要でしょうか。

また、社員に対して出張旅費を概算払いする際には、社員から領収証を徴していますが、収入印紙は必要でしょうか？

A：同一法人の部内又は本店、支店や出張所の間で、事務の整理上作成する文書については、その作成者の人格が同一であることから、約束手形や船荷証券に該当する場合を除いて、印紙税は課税されません。

次に、会社と社員との間で作成される文書については、人格が同一ではなくそれぞれ独立した人格を有する者の間のものですから、同一法人内で作成する文書には当たりません。

しかしながら、会社の社員が、会社の業務執行に関して給付される給料、出張旅費等の前渡しを受けた場合に作成する前借金領収証等で、その領収証等が社内規則等によって会社の事務整理上作成することとされているものについては、その前借金等を後日支給されるべき給料、旅費等によって相殺することとしているなど消費貸借に関する契約書の性質を有するものであったとしても、印紙税の課税対象である消費貸借に関する契約書としては取り扱わないこととされていますので、印紙税は課税されません。

なお、会社がその社員に対して、住宅資金等の貸付けを行うような場合については、そ

の住宅資金は、会社等の業務執行に関して給付されるものに当たりませんので、金銭消費貸借契約書や金銭借用証書などを作成する場合には、消費貸借に関する契約書として、印紙税の課税対象となります。

Q22 営業に関しない受取書は印紙税の非課税文書とのことですですが、営業とはどのようなことをいうのでしょうか？

A：営業とは、一般通念による営業（おおむね営利を目的として同種の行為を反復継続して行うこと）をいいます。したがって、営利法人の行為や個人である商人の行為は営業に該当しますが、祭祀、宗教、慈善、学術、芸術などの公益を目的としたいわゆる公益法人は、営利を目的とするものではありませんから、その行為は営業には該当しません。

また、税理士、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士、医師、歯科医師などの行為は一般に営業に当たらないとされていますので、その業務上作成される受取書（領収証）は営業に関しない受取書として取り扱われます。

但し、税理士法人、弁護士法人などの行為は営業に該当することになります。

《第7号文書》　契約書の種類と特徴

Q23 繼続的取引の基本となる契約書（第7号文書）とは、どのようなものをいうのでしょうか？

A：印紙税における「継続的取引の基本となる契約書」（第7号文書）とは、特定の相手方との間において継続的に生じる取引の基本となる契約書のうち次の文書をいいます。

ただし、その契約書に記載された契約期間が3ヶ月以内であり、かつ、更新の定めのないものは除かれます。

①売買取引基本契約書や貨物運送基本契約書、下請基本契約書などのように、営業者間ににおいて、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する二以上の取引を継続的に行うために作成される契約書で、その取引に共通する基本的な取引条件のうち、目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方針又は再販売価格のうちひとつ以上の事項を定めるもの

②代理店契約書などのように、両当事者間ににおいて、売買に関する業務、金融機関の業務、保険募集の業務又は株式の発行若しくは名義書換の事務を継続して委託するため作成される契約書で、その委託する業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの

③金融、証券・商品取引、保険に関する契約書のうち一定のもの

Q24 二以上の取引を継続して行うため作成される契約書とは、どのようなものでしょうか？

A：二以上の取引を継続して行うため作成される契約書とは、たとえば売買に関する取引を引き続いて2回以上行うため作成される契約書をいい、売買の目的物の引渡し等が数回に分割して行われるものであっても、その取引が1取引である場合の契約書は該当しません。

また、エレベーター保守契約、ビル清掃請負契約等、通常、月等の期間を単位として役務の提供等の債務の履行が行われる契約については、料金等の計算の基礎となる期間1単位ごと又は支払の都度ごとに1取引として取り扱うこととされていますので、月次で料金計算又は月次で支払いが行われる契約については、年間で12取引となります。